

「令和4年度 第1回高知県教科用図書選定審議会」

開催日時：令和4年5月6日（金） 14：00～15：30

開催場所：高知会館 2階 白鳳の間

出席者：

（委員）

石山貴章会長、国見佳延副会長、益永美佳委員、小川真悟委員、切詰美穂委員
正岡佳代委員、安東恵美委員、松田真一委員、百田貴昌委員、入野博委員、鎌倉仁委員
山中浩介委員、藤岡孝雄委員、久寿久美子委員、久保良高委員、野村幸代委員
和田具子委員、鍵山絹江委員、仲村貴介委員

※欠席委員 竹内信人委員

（事務局）

特別支援教育課：板橋課長補佐、谷澤チーフ、平地指導主事、吉井指導主事、池指導主事、
光森指導主事

小中学校課：黒瀬次長、今城課長、井上課長補佐、池畠チーフ、山崎指導主事

1. 開会

会議冒頭に事務局より会議を非公開とする提案があり、承認された。

（非公開とする理由・・・審議会等の会議の公開に関する指針、3 公開基準（2））

2. 高知県教育委員会 挨拶

3. 委員紹介

4. 教科用図書選定審議会の所掌事務についての説明

教科用図書選定審議会の所掌事務について、事務局からその根拠となる法令の説明を行った。根拠として挙げた法令は以下のとおり。

- ・義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 第10条及び第11条
- ・義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令 第7条及び第8条
- ・高知県教科用図書選定審議会の委員の定数等に関する条例 第1条
- ・高知県教科用図書選定審議会規則 第2条及び第4条

5. 会長・副会長互選

高知県教科用図書選定審議会規則第5条に基づき、本審議会の会長として、高知県立大学教授 石山貴章委員、副会長として、土佐市立土佐南中学校長 国見佳延委員を選出し、

承認された。

6. 会長・副会長挨拶

7. 令和5年度使用学校教育法附則第9条の規定による一般図書採択事務についての説明

事務局より、令和5年度使用する学校教育法附則第9条の規定による一般図書の採択事務について、以下のとおり説明を行った。

・学校教育法附則第9条について

学校においては、学校教育法第34条、第49条、第62条、第82条により、文部科学省の検定済教科用図書、又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書の使用が義務付けられている。その例外として、高等学校、特別支援学校、及び小・中・義務教育学校の特別支援学級においては、検定教科書又は著作教科書が発行されていない特別の場合、又は、これらの教科用図書を使用することが適当でない場合において、検定教科書及び著作教科書以外の図書を使用することができることが、学校教育法附則第9条に規定されている。

・学校教育法施行規則第131条について

特別支援学校では、学校教育法施行規則第131条第2項で、特別な教育課程による場合において、検定教科書又は著作教科書を使用することが適当でない場合には、当該学校の設置者の定めるところにより、他の適切な図書を使用することができると定められている。また、小・中・義務教育諸学校の特別支援学級についても、同規則第139条において、同様の規定がなされている。

- ・ 現在、県立特別支援学校及び小・中・義務教育学校の特別支援学級においては、児童生徒の障害の状態や程度も多様であり、特別な教育課程を編成している場合には、当該学年以下の検定教科書を使用したり、更にそれらの教科書が適切でない、主に知的障害のある児童生徒については、絵本などの市販されている一般図書を使用したりすることができるため、県教育委員会では、本審議会の意見を聞き、十分な調査研究を行い、適切な教科用図書を採択する必要がある。

- ・ 一般図書については、毎年、採択替えができることとなっている。これに関する関係法規は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条に示されている。

- ・ 現在、県立特別支援学校の小・中学部で選択することのできる学校教育法附則第9条の規定による一般図書は574冊である。これらについては、すでにこれまでに調査研究を

行い、これまでの選定審議会で審議を頂いた図書であるため、令和5年度用の教科用図書として積み上げをしていく予定である。

- ・令和5年度用として、特別支援学校からの希望、外部講師による読み聞かせの実績のあるものが6冊、SDGsについてわかりやすく示しており、環境教育に活用できるものを2冊、高知県内の絵本作家によるものが2冊、あわせて10冊についての調査を行い、本審議会でご意見を頂きたい。

・質疑及び審議

(委員) SDGsと高知県内の絵本作家が選ばれた経緯は。

(事務局) 事務局で選んでいる。

(委員) 国からの斡旋はなかったということによろしいか。

(事務局) はい。

8. 令和5年度使用学校教育法附則第9条の規定による一般図書選定資料作成に関する諮問事務局より、諮問文を読み上げ、会長に手渡した。

9. 審議

事務局より、採択基準及び選定に必要な資料の作成について、提案を行った。

- ・令和5年度に使用する学校教育法附則第9条の規定による一般図書選定資料作成基本方針についての説明。

1 基本条件、選定される教科用図書は、教育基本法に定める教育の目的、目標並びに学校教育法に定める学校の目的及び教育の目標に基づき、我が国の現状と伝統について正しい理解に導くとともに、政治や宗教に対して公正であり、自主性を培い、人間性豊かな児童生徒の育成に役立つ内容であること。

2 必要条件、(1) 学習指導要領の総則に示された教育課程編成の一般方針や各教科の目標・内容等を適切に反映するように、十分な配慮がなされていること。(2) 内容や表現等にかたよりがなく全体として調和がとれ、基礎的・基本的な知識・技能を習得させるとともに、思考力・判断力・表現力等を育成するための質・量両面の充実がなされていること。(3) 児童生徒が意欲的に学習に取り組むための配慮・工夫がなされていること。(4) 内容、表現、分量、配列などが児童生徒の心身の発達段階に適応していること。

- ・学校教育法附則第9条の規定による義務教育諸学校における一般図書選定資料のための調査項目についての説明。

- 1 学習指導要領に示された各教科の目標・内容に合っていること
- 2 児童生徒一人一人の教育課程に適合した教材としての特性が明確であること

また、調査対象が絵本等の一般図書であり、その種類も多岐にわたることから、3として(1)から(4)の留意点をあげている。

- (1) 児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容(文字、表現、挿絵、取り扱う題材等)のものであること。
- (2) 可能な限り系統的に編集されるとともに、教科の目標に沿う内容をもつ図書が適切であり、特定の題材若しくは一部の分野しか取り扱っていない参考書、図鑑類、問題集等の図書は適切でないこと。
- (3) 上学年で使用することとなる教科書との関連性を考慮するとともに、図書間の系統性にも配慮すること。
- (4) 価格については、教科書無償給与予算との関連から、高額なものに偏らないこと。

・選定資料について説明

調査項目に基づき調査した内容を、「1 内容構成について 2 表現・印刷について 3 総合所見」、この3点にまとめて表記する。また、昨年度の選定審議会より、使用例や教科の視点を入れてはと、意見をいただいたので、併せて表記している。ここに記載されている使用例は、これに限定されるものではなく、あくまで例として、※印で表記している。

・質疑及び審議

(委員) 想定される使用例については、この使用例に限定されるものではないか。

(事務局) あくまで使用例であり、限定されるものではない。

(委員) このように記載されると、限定されていると読み取られる可能性があるので、なんらかの方法で、限定されたものではないと伝えてほしい。

(事務局) 検討します。

(会長)

基本方針と調査項目、補助資料の項目、補助資料の様式については、事務局提案内容でよろしいか。

(委員全員)

承認。

10. 教科用図書専門調査員の設置及び専門調査員の推薦

教科用図書専門調査員の推薦について、事務局案が提出され、承認された。

1 1. 会長挨拶

1 2. 高知県教育委員会挨拶

1 3. 閉会